

昭和四十年政令第二百六号

電気事業法施行令

内閣は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第七項、第二十七条、第五十条、第五十一条第二項、第一百四条第三項、第一百六条及び第一百四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（電気工作物から除かれる工作物）

第一条 電気事業法（以下「法」という。）第二条第一項第十八号の政令で定める工作物は、次のとおりとする。

一 鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号、軌道法（大正十年法律第七十六号）、若しくは鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十ニ号）が適用され若しくは準用される車両若しくは搬器、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）が適用される船舶、陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む）。若しくは海上自衛隊の使用する船舶又は道路運送車両（昭和二十六年法律第八十五号）、第二条第二項に規定する自動車に設置される工作物であつて、これらの車両、搬器、船舶及び自動車以外の場所に設置される電気的設備に電気を供給するためのもの以外のもの）

二 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機に設置される工作物

三 前二号に掲げるもののほか、電圧三十ボルト未満の電気的設備であつて、電圧三十ボルト以上の電気的設備と電気的に接続されていないもの

（小売電気事業者等による情報通信の技術を利する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法）

第二条 小売電気事業者等（法第二条の十三第一項に規定する小売電気事業者等をいう。次項及び第四十六条第二項第一号において同じ。）は、法第二条の十三第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する情報通信の技術を利用する方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならぬ。

2 前項の承諾を得た小売電気事業者等は、当該相手方から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に對し、法第二条の十三第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならぬ。ただし、当該相手方が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第二条の十四第二項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。

（登録特定送配電事業者等による情報通信の技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法）

4 第二条第一項及び第二条の規定は、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第三項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。

（前項の規定は、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第二項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。）

5 前項の規定は、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第二項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。

（前項の規定は、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第二項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。）

6 前項の規定は、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第二項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。

（前項の規定は、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第二項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。）

7 前項の規定は、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第二項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。

（前項の規定は、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第二項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。）

8 前項の規定は、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第二項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。

（前項の規定は、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第二項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。）

9 前項の規定は、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第二項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。

（前項の規定は、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第二項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。）

10 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

（募集機関債の申込み）

11 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

（推進機関債の申込み）

12 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

（機関債の割当）

13 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

（募集機関債の申込み及び割当に関する特則）

14 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

（機関債の権利者）

15 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

16 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

17 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

18 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

19 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

20 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

21 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

22 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

23 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

24 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

25 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

26 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

27 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

28 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

29 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

30 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

31 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

32 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

33 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

34 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

35 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

36 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

37 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

38 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

39 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

40 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

41 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

42 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

43 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

44 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

45 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

46 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

47 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

48 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

49 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

50 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

51 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

52 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

53 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

54 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

55 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

56 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

57 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

58 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

59 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

60 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

61 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

62 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

63 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

64 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

65 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

66 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

67 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

68 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

69 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

70 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

71 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

72 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

73 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

74 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

75 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

76 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

77 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

78 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

79 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

80 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

81 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

82 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

83 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

84 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

85 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

86 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

87 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

88 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

89 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

90 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

91 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

92 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

93 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

94 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

95 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

96 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

97 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

98 前各号に掲げる者の権利者となる。

（機関債の権利者）

99 前各号に掲げる者の権利者となる。

三 募集機関債の募集の委託を受けた者で自ら募集機関債を引き受けたもの その者が引き受けた募集機関債
(機関債の債券の発行)

第十二条 推進機関は、機関債の債券を発行する旨の定めがある機関債を発行した日以後遅滞なく、当該機関債の債券を発行しなければならない。

2 機関債の各債券には、第七条第二号から第五号まで並びに第八条第一項第一号、第三号及び第五号に掲げる事項並びに番号を記載し、推進機関の理事長がこれに記名押印しなければならない。
 (広域的運営推進機関債原簿)

第十三条 推進機関は、主たる事務所に広域的運営推進機関債原簿を備えて置かなければならぬ。

2 広域的運営推進機関債原簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
 一 第七条第三号から第六号までに掲げる事項
 その他の機関債の内容を特定するものとして経済産業省令で定める事項(次号において「種類」という)。

二 種類ごとの機関債の総額及び各機関債の金額

三 各機関債と引換えに払い込まれた金銭の額及び払込みの日

四 機関債の債券を発行したときは、機関債の債券の番号、発行の日及び機関債の債券の数

五 第八条第一項第一号、第五号及び第六号に掲げる事項

六 元利金の支払に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

(機関債の債券を発行する場合の機関債の譲渡)

第十五条 機関債の債券の占有者は、当該債券に係る機関債についての権利を適法に有するものと推定する。
 2 機関債の債券の交付を受けた者は、当該債券に係る機関債についての権利を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(機関債の債券を発行する場合の機関債の譲渡)

第十六条 機関債の債券を発行する旨の定めがある機関債の質入れは、当該機関債に係る債券を交付しなければ、その効力を生じない。

(機関債の債券の喪失)

第十八条 機関債の債券は、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一条)第一百条に規定する公示催告手続によつて無効とすることができる。
 2 機関債の債券を喪失した者は、非訟事件手続法第一百六条第一項に規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求することができない。

(利札が欠けている場合における機関債の償還)

第十九条 推進機関は、債券が発行されている機関債をその償還の期限前に償還する場合において、これに付された利札が欠けていたときは、当該利札に表示される機関債の利息の請求権の額を償還額から控除しなければならない。ただし、当該請求権が弁済期にある場合は、この限りでない。

2 前項の利札の所持人は、いつでも、推進機関に対し、これと引換えに同項の規定により控除しなければならない額の支払を請求することができる。
 (機関債の償還請求権等の消滅時効)

第二十条 機関債の償還請求権は、これを行使することができる時から十年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

2 機関債の利息の請求権及び前条第二項の規定による請求権は、これらを行使することができるとする時から五年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

(機関債の発行の認可)

第二十一条 推進機関は、法第二十八条の五十五第一項の規定により機関債の発行の認可を受けようとするときは、機関債の募集日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 機関債の発行を必要とする理由

二 第七条第一号から第五号まで及び第七号並びに第八条第一項第一号、第五号及び第六号に掲げる事項

三 機関債の発行に要する費用の概算額

五 前各号に掲げるもののほか、機関債の債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 一 第八条第一項各号に掲げる事項を記載した書面

二 機関債の発行により調達する資金の用途を記載した書面

三 機関債の引受けの見込みを記載した書面
 (経済産業省令への委任)

第二十二条 第五条から前条までに定めるものほか、機関債に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(電気の使用制限等)

第二十三条 法第三十四条の二第一項の規定により使用電力量の限度又は使用最大電力の限度を定めてする小売電気事業者等(同項に規定する小売電気事業者等をいう。以下この条及び次条において同じ。)の供給する電気の使用を制限すべきことの命令又は勧告は、五百キロワット以上の受電電力の容量をもつて小売電気事業者等の供給する電気を使用する者について行うものでなければならない。

2 法第三十四条の二第一項の規定により用途を定めてする小売電気事業者等の供給する電気の使用を制限すべきことの命令又は勧告は、装飾用、広告用その他これらに類する用途について行うものでなければならない。

3 法第三十四条の二第一項の規定により使用を停止すべき日時を定めてする小売電気事業者等の供給する電気の使用を制限すべきことの命令又は勧告は、一週につき二日を限度として行うものでなければならない。

4 法第三十四条の二第一項の規定により受電電力の容量の限度を定めてする小売電気事業者等からの受電を制限すべきことの命令又は勧告は、三千キロワット以上の受電電力の容量をもつて小売電気事業者等から電気の供給を受けようとする者について行うものでなければならない。

(報告の徵収)

第二十四条 経済産業大臣は、法第三十四条の二第二項の規定により、小売電気事業者等から電気の供給を受ける者に対し、小売電気事業者等が供給する電気の使用的状況及び同条第一項の規定による命令又は勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

2 当事者は、その合意により仲裁委員となるべき者を選定したときは、經濟産業省令で定める「仲裁の申請」という。があつたときは、当事者に對して前条の名簿の写しを送付しなければならない。

第二十五条 法第三十五条第一項の政令で定めるものは、電力の取引に係る契約その他の取決めによる仲裁の申請によるあつせん又は仲裁をするのが適當でないものとして經濟産業省令で定めるものを除く。とする。

2 委員会は、法第三十五条第二項の規定により当該事件がその性質上あつせんをするのに適當でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりにあつせんの申請をしたと認めるときは、当事者に対し、遅滞なく、經濟産業省令で定めるところにより、あつせんをしない旨を通知しなければならない。
 (あつせんに關する通知)

第二十六条 電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)は、当事者の一方から法第三十五条第一項の規定によるあつせんの申請(第三十五条において単に「あつせんの申請」という。)がなされたときは、その相手方に對し、遅滞なく、經濟産業省令で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。

2 委員会は、前項の規定によりあつせんの申請をしたと認めたときは、当事者に対し、遅滞なく、經濟産業省令で定めるところにより、あつせんをしない旨を通知しなければならない。

第二十七条 委員会は、あつせんに係る紛争についてあつせんによる解決の見込みがないと認めることは、あつせんを打ち切ることができる。
 2 委員会は、前項の規定によりあつせんを打ち切つたときは、当事者に対し、遅滞なく、經濟産業省令で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。
 (あつせんの打切り)

第二十八条 委員会は、經濟産業省令で定めるところにより、法第三十六条规定による仲裁の委員その他の職員の名簿を作成しなければならない。
 (名簿の作成)

第二十九条 委員会は、法第三十六条第一項の規定による仲裁の申請(第三十五条において単に「仲裁の申請」という。)があつたときは、当事者に對して前条の名簿の写しを送付しなければならない。

2 当事者は、その合意により仲裁委員となるべき者を選定したときは、經濟産業省令で定めるところにより、その者の氏名を前項の名簿の写しの送付を受けた日から二週間以内に委員会に對し通知しなければならない。

十一 法第二十七条の三十三第	物の設置の場所を管轄する産業基づく権限
一項及び第四項から第六項まで	供給する場所を管轄する経済産業局長
の規定に基づく権限であつて、その使用の場所と	電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長
の構内（発電所又は変電所）に設置する電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長	保安監督部長
ワット未満の事業に関するもの	供給区域を管轄する経済産業局長
十二 法第二十八条の三の規定に基づく権限（同条第一項の接続の場所を管轄する経済産業局の管轄区域内のみにある場合	電気工作物が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合
に基づく権限（同条第一項の接続の場所を管轄する経済産業局の管轄区域内のみにある場合	家用電気工作物が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合
十三 法第四十条の規定に基づく権限（電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部の管轄区域内のみにあるものに限る。）	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
（二）出力九十万キロワット未満の水力発電所に関するもの	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
（二）火力発電所（汽力、ガス	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
タービン、内燃力その他経済産業省令で定めるもの又はこれらを組み合わせたものを原動力とするものをいう。以下同じ。）に関するもの	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
（三）燃料電池発電所に関するもの	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
（四）太陽電池発電所に関するもの	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
（五）風力発電所に関するもの	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
（六）蓄電用の電気工作物（専ら電力の貯蔵を目的とするものとして経済産業省令で定めるものに限る。第十七号（六）において同じ。）に関するもの	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
（七）電圧三十万ボルト未満の変電所（容量三十万千瓦ボルトアンペア以上若しくは出力三十万千瓦キロワット以上の周波数変換機器又は出力十万キロワット以下の整流機器を設置するものを除く。）に関するもの	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
（八）電圧三十万ボルト（直流向あつては、十万ボルト）未満の送電線路に関するもの	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
（九）配電線路に関するもの	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
（十）電圧三十万ボルト（直流においては、十万ボルト）未満の送電線路に関するもの	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
（十一）電圧三十万ボルト（直流においては、十万ボルト）未満の送電線路に関するもの	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
（十二）法第二十七条の二十九において準用する法第二十六条第一項の規定に基づく権限（電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長又は産業保安監督部長の管轄区域内のみにあるものに限る。）	電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長又は産業保安監督部長
（十三）法第二十七条の二十六第一項において準用する法第二十六条第一項の規定に基づく権限（電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長又は産業保安監督部長の管轄区域内のみにあるものに限る。）	電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長又は産業保安監督部長
（十四）法第二十七条の二十九において準用する法第二十六条第一項の規定に基づく権限（電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長又は産業保安監督部長の管轄区域内のみにあるものに限る。）	電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長又は産業保安監督部長
（十五）法第二十七条の二十九において準用する法第二十六条第一項の規定に基づく権限（電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長又は産業保安監督部長の管轄区域内のみにあるものに限る。）	電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長又は産業保安監督部長
（十六）法第四十六条の規定に基づく権限（電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部の管轄区域内のみにある主任技術者に関するもの）	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
（十七）法第四十七条第一項、第二項、第四項及び第五項、第四項に規定する電気工作物（原	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
（十八）法第五十一条第三項（登記に係る部分を除く。）及び第五十五条第一項の規定に基づく権限（電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長の管轄区域内のみにおいて行われるものに限る。）	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
（十九）法第五十三条の規定に基づく権限（電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部の管轄区域内のみにおけるものに限る。）	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
（二十）法第五十三条の規定に基づく権限（電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部の管轄区域内のみにおけるものに限る。）	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

四条第一項において準用する場合を含む。)の規定による処分であつて、この政令の施行前に通商産業大臣に申請のあつた法第四十三条第一項(法第七十四条第一項において準用する場合を含む。)の検査に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (昭和五九年二月二一日政令第一九号)

この政令は、昭和五十九年三月九日から施行する。

附 則 (昭和六二年三月二〇日政令第五四号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年六月二八日政令第一九七号)

1 この政令は、平成元年七月一日から施行する。

2 改正後の第六条の規定により通商産業局長が行うこととなる電気事業法(以下「法」という。)第三条第一項、第八条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第二十五条第一項若しくは第三十八条第二項の規定による許可、法第七条第三項(法第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定による期間の延長又は法第十四条第二項、第十九条第一項、第二十一条ただし書若しくは第二十二条第一項の規定による認可であつて、この政令の施行前に通商産業大臣に申請のあつたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成元年六月二八日政令第一〇二号)

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二年六月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の電気事業法施行令(以下「新令」という。)第六条の規定により通商産業局長が行うこととなる電気事業法(以下「法」という。)第三条第一項(法第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定による期間の指定であつて、前項の規定によりなお従前の例によるものとされる許可に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成二年四月一〇日政令第一〇二号)

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の電気事業法施行令(以下「新令」という。)第六条の規定により通商産業局長が行うこととなる電気事業法(以下「法」という。)第三条第一項(法第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定による期間の指定であつて、前項の規定によりなお従前の例によるものとされる許可に係るものについては、なお従前の例による。

(以下「法」という。)第八条第一項の規定による許可、同条第四項において準用する法第七条第三項の規定による期間の延長、法第四十一条第一項若しくは第七十条第一項(法第七十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定による検査であつて、この政令の施行前に通商産業大臣に申請のあつたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成二年四月一〇日政令第一九号)

この政令は、昭和五十九年三月九日から施行する。

附 則 (昭和六二年三月二〇日政令第五四号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年六月二八日政令第一九七号)

1 この政令は、平成元年七月一日から施行する。

2 改正後の第六条の規定により通商産業局長が行うこととなる電気事業法第四十七条(同法第七十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査であつて、この政令の施行前に通商産業大臣に申請のあつたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成六年三月二十四日政令第七九号)

1 この政令は、平成六年四月一日から施行する。

2 改正後の第六条の規定により通商産業局長が行うこととなる電気事業法第四十七条(同法第七十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査であつて、この政令の施行前に通商産業大臣に申請のあつたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成七年一〇月一八日政令第三五九号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、電気事業法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成七年十一月一日)から施行する。

(電気主任技術者資格審査委員等)

2 第一条の規定による改正法附則第九条第一項に規定する電気主任技術者資格審査委員(以下「審査委員」という。)は、三十人以内とする。

2 改正法附則第九条第三項に規定する電気主任技術者試験専門委員(以下「専門委員」という。)は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

附 則 (平成一〇年八月一二日政令第二七三号)

この政令は、環境影響評価法の施行の日(平成十四年六月二十六日)による改正後の電気事業法第四十六条の四(第十二条まで及び電気事業法の一部を改正する法律(平成九年法律第八十八号)による改正後の電気事業法第四十六条の四から第四十六条の九)とする。

附 則 (平成一〇年八月一二日政令第二七三号)

この政令は、環境影響評価法の施行の日(平成十一年六月二十二日)から施行する。

附 則 (平成一一一年一二月二七日政令第三四号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十二年三月二十一日から施行する。

2 改正後の第六条の規定により通商産業局長が行うこととなる新法第四十八条第四項の規定による命令であつて、この政令の施行前に通商産業大臣にされた改正法による改正前の電気事業法第四十二条第一項又は第七十一条第一項の規定による届出に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年三月二九日政令第三一号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十二年三月二十一日から施行する。

(施行期日)

2 改正後の第六条の規定により通商産業局長が行うこととなる新法第六条第一項の規定による許可証の交付、新法第七条第一項(新法第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による期間の指定又は新法第五十条第一項の規定による处分であつて、第一項の規定によりなお従前の例によるものとされる許可又は検査に係るものについては、なお従前の例による。

次項の規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十年六月二十二日)から施行する。

2 環境影響評価法の施行後に電気事業法の一部を改正する法律(平成九年法律第八十八号)による改正後の電気事業法第四十六条の四に規定する特定事業者となるべき者についての環境影響評価法附則第五条第一項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「第十二条」とあるのは、「第十二条まで及び電気事業法の一部を改正する法律(平成九年法律第八十八号)による改正後の電気事業法第四十六条の四から第四十六条の九」とする。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三一四号) 抄

この政令は、平成十二年七月一日から施行する。ただし、第九条の表第十四号の二から第十四号の四までの改正規定は、同年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三一四号) 抄

この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三一四号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

2 この政令は、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年三月十七日)から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三一四号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年三月十七日)から施行する。

(施行期日)

2 この政令は、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定

